

## 質疑・回答書

告示番号	327	件 名	豊中市立庄内南小学校エレベーター設置工事
No	質疑事項	回 答	
1	電気保安技術者要とありますが、エレベーターとの設備工事は別途と考えてよろしいでしょうか。	電気保安技術者の配置の要否は、受注者が選択するエレベーターメーカーの仕様により異なることとします。 図面番号A-10に記載のとおり、エレベーター制御盤を下部に設置する場合の配線は別途電気設備工事としますが、受注者の選択するエレベーターメーカーの仕様によりエレベーター制御盤を上部に設置する場合の配線はエレベーター工事とするため、その際は電気保安技術者の配置が必要とします。	
2	参考数量書の増減は対象外とあります。 設計図書は設計意図を示すもので、工事に必要なすべての情報ではないとありますが、見積根拠がわかりません。 現場調査をして見積するのでしょうか。	設計図書に基づき見積を行うこととします。 「設計図書は設計意図を示すもので、工事に必要なすべての情報ではない」とは、施工に必要なすべての情報ではないことを示しており、工事中に設計図書と現場の不整合等が生じた場合は、協議を行うこととします。	
3	設計図書と現場の違いは契約前に質疑がない場合、金額と工期延長は行わないとありますが、現場下見ができず、図面が参考であればどのように見積と質疑をすればよいでしょうか。	本回答書NO2のとおりとします。	
4	図面寸法が参考寸法であれば、見積根拠を教えてください。	本回答書NO2のとおりとします。	

## 質疑・回答書

告示番号	327	件 名	豊中市立庄内南小学校エレベーター設置工事
No	質疑事項	回 答	
5	すべてが参考寸法・工法であり、質疑になきものは認めないと思いますが、隠ぺい部分は監督職員の確認で本契約となるのでしょうか。	本回答書NO2のとおりとします。	
6	本工事施工に支障がある樹木・フェンス・屋外通路等の費用は本工事に含むとありますが、現調者でなければ確認できないと思われるので、図面明記外については別途と考えてよろしいでしょうか。	本回答書NO2のとおりとします。	
7	設計図書・数量書・工事工法すべてが参考であるなら、正確な積算根拠となる図面をいただけますでしょうか。契約後の数量・金額の誤差は認めないとありますが、参考設計図ですので、両者審議のうえ決定していただけるのでしょうか。	本回答書NO2のとおりとします。	
8	工事に伴う近隣の安全対策・折衝及び損害補償はすべて受注者が行うとありますが、現調後両者で協議することはしないということでしょうか。現調なしに損害補償は工事中の損害は補償できますが、折衝での損害補償は保険で算出できないので、補償を積算にどう予定すればよいかご指導ください。	工事に伴う近隣の安全対策・折衝については、協議の上決定することとします。損害補償については、豊中市「建設工事請負契約書」の第27条「一般的損害」、第28条「第三者に及ぼした損害」、第29条「不可抗力による損害」に基づくこととします。	